

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月9日（水）午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 10人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	欠
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	出
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 櫻市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	欠

4. 欠席委員 2人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第4 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権貸借)

## 6. 会議の概要

議長 ただ今から令和4年第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員2名の計10名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番吉田龍平委員、1番岡村咲津紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

整理番号は、61でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は田、面積は計1705m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまつたもので、特に問題ないと思います。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第3号、整理番号61は許可と決定します。

事務局

続きまして、整理番号 6 2 について事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第 3 号についてご説明いたします。

整理番号は、 6 2 でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第 3 条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●外 1 名です。

申請地は 1 筆、地目は畠、面積は 3 3 5 m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するための申請であり、持ち分の移転のための申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5 アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

今回は持ち分の移転であり、管理は今までどおり譲受人がしていくので、特に問題ないと思います。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第 3 条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号 6 2 は許可と決定します。

続きまして、議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号 6 3 及び関連議案ですので、整理番号 6 4、整理番号 6 5 についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第 5 条に基づく申請でございます。

整理番号 6 3 は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、4 筆、地目は田が 4 筆、面積は計 8 3 9 m<sup>2</sup>です。

整理番号 6 4 は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1 筆、地目は田、面積は 1 0 4 5 m<sup>2</sup>です。

整理番号 6 5 は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は1015m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人の●●さんが建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●委員よりご報告します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路を設け既存水路へ接続します。

生活排水については、下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響ないと判断します。

以上です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は、特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

- 議長 ただ今の整理番号 63 から 65 の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。
- 番 すぐ横の水路は地上げをして、その上を水路が走るのか。幼稚園の駐車場の北側の水路はどうなるのか。ごみステーションの下の深い水路があつたが。肝心なところの断面図がない。埋めて上に水路をするのか。ごみステーションの水路はどうなるのか。今の水路を暗渠で抜くのか。
- 事務局 開発の担当に確認します。
- 番 ごみステーションの所の水は流れていかないといけない。事務局は道路の側溝を新しくすると言わされた。下を流れている水も取らないといけない。
- 事務局 既存の水路がスロープを右に折れて、中央あたりまで水が行って、最終的に池に流れています。
- 番 ごみステーションの所の水がうまく流れていけばいいのだが。
- 事務局 そうしてもらえるよう、確認します。
- 番 横断している所がスロープの真ん中あたりにあったが、反対側から行ったら、ヒューム管が出ているのだが、全部埋めてしまったら水路だけなら水が取れなくなる。
- 事務局 スロープの所で今、止まっていると思います。ご指摘の箇所については開発の担当者に伝えます。
- 番 ごみステーションの所は既設の水路なのか。誰が監督しているのか。
- 事務局 既設の水路です。開発のことになるので建設班です。
- 番 池の土手の境を業者はどこまではっきりさせようと調べるのか。
- 事務局 図面上で赤丸から線を引っ張っている所があり、そこが開発の境界になります。
- 番 施工前後をどこが管理するのか。農業委員会に出した後は知りませんということか。許可後に図面どおりできているかの確認は誰がするのか。
- 事務局 開発の担当の建設班が確認、検査に行きます。
- 番 公共工事の場合、施工前後で確認をするのが普通だ。今回はしないのか。
- 事務局 検査をして施工前後の写真を付けて出してもらいます。許可を出す際に、境界を守るように改めて業者に指導していきます。
- 番 境界の復元をしてもらわないといけない。
- 番 指導した業者が実行しているかを建設がチェックするシステムになっているかが重要。きちんと書類に残すこと。
- 番 開発道路の右の端と真ん中あたりにあるブルーのは何か。公共用地か。
- 事務局 残地になります。
- 番 残地はこの後どうなるのか。所有は誰になるのか。
- 事務局 残地の今後は確認しておきます。所有は●●さんです。

- 番 事務局 真ん中のブルーの細長いものは何か。  
排水路です。
- 番 事務局 誰の所有になるのか。管理は誰がするのか。道路側溝は道路に付いているものだが、宅地の中にあるのはどうなるのか。
- 確認します。
- 番 事務局 資料2枚目に通路と書いてあるのは、どんな使い方をするのか。  
残地になると思いますが、確認しておきます。
- 番 建設の担当者がここへ来て説明してくれたら、すぐに済むのに。
- 番 特に真ん中の細長い池へ行っている通路は、民地と民地の間だ。水利関係の人なら民地の間を通ってもいいだろうが。
- 番 真ん中は水路があつたと思う。
- 番 水路なら、それを管理するのに必要なだろう。それにしては、右端の青い所も通路になっている。そこに通路が要るのか。手前の民地の裏にもある。
- 議長 本当だ。他にもある。残地なのだろう。
- 番 今、造成している所につながっている水路があつたのだろうか。
- (建設班職員入室)
- 建設班 お尋ねいただいた水路ですが、上流の方に町の水路があり、ここだけは町の水路がない、青線がない途切れた水路になっています。町としては、町の水を個人の水路に流すのは良くないので、下流まで水路は町が管理したいと考えています。
- 番 それは上へ付けるのか、底へ埋めるのか。
- 建設班 暗渠になります。今の勾配が取れる所へ埋めて、管理するための通路で、いくらか幅を取っています。
- 番 赤線にはしないのか。
- 建設班 しません。町道としては認定しません。
- 番 それは官地になるのか。
- 建設班 そうです。
- 番 水路がないと言うが、この辺りは田越水というのである。田のほとりに300くらいの幅の畝を作っていた。田越水を水路と認めるかどうかだ。
- 番 ブルーの通路は、誰のもので、何になるのか。
- 建設班 町としては道路に取れないので、開発業者の名前で残す予定です。両側のこの通路も開発業者の名前で残るか、宅地購入者の名義になるかは業者の考え方次第です。三角の所は、人が歩いたりする所と合わせて、ここも道路になるので、合わせて町が引き受けてもいいかと思っています。コンクリート舗装とかきっちりしていただいて。

- 番 ここは業者が主流で、今のところ何に使うか分からぬことなのだな。もう1点、ごみステーションの所の水路について、事務局は下の水路は埋めて、上に道路側溝をすると言わたが、その水はどうするのか。
- 建設班 深い所に水路があるので、可変側溝にして、可変側溝を入れて蓋がかかった状態で深い水路を入れていただくようお願いしています。
- 番 可変側溝の水路を入れるなら、400以上を入れてもらいたい。
- 建設班 ここは400です。池との境界の件ですが、境界の復元についてはきっちりするよう話をし、境界杭を入れます。
- 番 境界ははっきりさせて、誰も文句を言わないようにしてほしい。
- 番 開発道路の中に電柱がないのは、町が指導をしたためか。
- 建設班 赤い印のところが電柱です。宅地側に建てるようになります。
- 番 側溝の流れも悪くなるので、できるだけ道路に電柱を建てないようにしてほしい。
- 建設班 そういうお願いはしていきます。
- (建設班職員退室)
- 議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。
- (質問、意見なし)
- 整理番号63から65について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 全員賛成でございますので、整理番号63から65は許可と決定します。
- 続きまして、整理番号66について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、整理番号66についてご説明いたします。
- 本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
- 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
- 申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、2筆、地目は畠が2筆、面積は計766m<sup>2</sup>です。
- 今回、譲受人の●●さんが露天駐車場整備を目的に申請が行われました。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
- 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
- 転用目的は、露天駐車場整備となっております。
- 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、道路沿いに碎石を敷設し、土砂が流出しないようになっています。
- 雨水については、自然透水と既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。  
近隣農地への日照及び通風の影響については、露天駐車場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行について行政手の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の整理番号66の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ござりますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号66について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号66は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

整理番号は、67でございます。

里庄町長より、令和4年3月9日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、地目は田で、面積は777m<sup>2</sup>です。

設定を受ける者は●●●●さん、設定を行う者は●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、①基本構想に適合、②すべてを効率的に耕作、③継続的安定的な農業経営は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

議長 ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

●●さんが個人的に新しく作るのか。

グループの代表として●●さんが借りるということです。

- 議長 その他質問、意見等ございませんか。  
(質問、意見なし)  
それでは、議案第5号、整理番号67について、賛成の農業委員の方は挙手願います。  
(全員挙手)  
全員賛成でございますので、議案第5号、整理番号67は承認と決定します。  
続きまして、整理番号68について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号68から77まで、関連議案ですので一括してご説明します。  
これは、町が運営していた町民農園に関する案件でございます。  
今まで、駅前と大原東の2箇所に町民農園があり、地権者から町が土地を借りて、耕作者に貸す運用をしておりましたが、この利用権設定の制度もあり、農地が借りやすくなつたということや、地権者の土地返却意向などもあったため、町民農園としての制度を廃止し、地権者と利用者が直接、この利用権設定の制度で貸し借りをしていただくこととなりました。  
整理番号68から69は●●地区で、設定を受ける者は、お手元の議案のとおりです。設定を行う者は、●●●●代表相続人●●●●さんです。  
次に、●●地区ですが、2筆あり、地権者が異なっているため、順にご説明します。  
整理番号70から75については、設定を受ける者は、お手元の議案のとおりです。設定を行う者は、●●●●さんです。  
整理番号76から77については、設定を受ける者は、お手元の議案のとおりです。設定を行う者は、●●●●代表相続人●●●●さんです。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、①基本構想に適合、②すべてを効率的に耕作、③継続的安定的な農業経営は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。
- 議長 ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。  
●番 賃借料は3年間のものか、それとも1年間のものか。  
事務局 1年間のものです。  
議長 その他ございませんか。  
(質問、意見なし)  
それでは、整理番号68から77について、賛成の農業委員の方は挙手願います。  
(全員挙手)  
全員賛成でございますので、整理番号68から77は承認と決定します。  
以上をもちまして、令和4年第3回総会を閉会いたします。